

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	葬祭費の支給	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第7条 堺市国民健康保険条例施行規則第4条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行った者に対し、申請により葬祭費50,000円を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者が死亡したことを、死亡診断書等で確認</li> <li>2 他の健康保険の被保険者であった者が資格喪失後3カ月以内に死亡した場合、他の健康保険からその支給を受けることができ、他の健康保険から支給を受ける場合は、国民健康保険からは支給を受けられない。</li> <li>3 葬祭を行った者及び葬祭を行ったことを、領収証等で確認</li> <li>4 申請に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証</li> <li>・印かん（朱肉を使うもの） ※申請者が自署する場合は不要</li> <li>・死亡を確認できる書類（死亡診断書、埋火葬許可証の写等）</li> <li>・申請者名義の金融機関の口座がわかるもの</li> <li>・葬祭を行った者の氏名及び葬祭を行ったことが確認できるもの（葬儀費用の領収証等）</li> </ul> </li> </ol>	
標準処理期間	標準処理期間	現金払：即日 口座払：30日
	標準処理期間を設定できない理由	